

平成25年度自治会等地域での学習活動支援事業 実施要項

1 事業の目的

この事業は、自治会や地域の有志が、長期休業中に自治公民館等において地域の児童生徒を対象として行う学習活動の取り組みを支援するものとします。

この活動は、「地域の子どもたちは地域で育てる」という環境づくりの推進を図るとともに、児童生徒が計画的な生活習慣や自ら取り組む学習姿勢の定着を図りながら、地域への愛着心や社会性などを身につけるものとします。

2 支援の内容

次の条件による非営利で行う学習活動で、運営上必要な消耗品等を現物支給することにより学習活動を支援します。ただし、現物支給する消耗品等は上限1万円の範囲内とします。

(支援条件)

- ・事業主体は、自治会、地域の有志・団体とします。
- ・学習活動の対象は、地域の小・中学校児童生徒とします。
- ・学習活動は、夏休みなどの長期休業中に行う営利を目的としないものとします。
- ・支援の申し込みは、各団体年間1回限りとします。
- ・支援する内容は、学習に係る教材や筆記用具等の現物支給により支援します。

3 申込手続き

この事業を希望する場合は、別紙様式1の書類を教育総務課へ提出してください。

(注意)

- ・既に実施済みの事業の申し込みは対象外となりますので、事業を実施する前に申し込みしてください。

4 活動実績報告

学習活動を完了したときは、速やかに別紙様式2の書類に関係書類を添付して教育総務課へ報告してください。

5 問い合わせ先

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町教育委員会事務局教育総務課学校教育室

電話 0858-37-5870 (直通)